

○松本市公共物用途廃止等事務取扱規程

平成18年9月1日

訓令甲第19号

改正 平成28年3月31日訓令甲第11号

松本市公共物用途廃止事務取扱規程（昭和58年訓令甲第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、松本市の公共物の用途廃止、付替え、寄附及び交換をする場合の事務の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「公共物」とは、松本市公共物の管理等に関する条例（平成7年条例第4号）第2条に規定する公共物をいう。

（用途廃止）

第3条 公共物の用途廃止は、次に掲げる条件を備えるもので市長が認めた場合に行うものとする。

（1） 現に公共物としての機能を喪失しており、今後も公共物として再び利用される見込みのないもの又は付替えに伴い新設する施設（以下「代替施設」という。）により不
用となるもの。

（2） 用途廃止しようとする公共物に隣接する土地所有者、地上権者（借家等にあつては居住者）その他利害関係者の承諾並びに地元自治会長、水利関係者（土地改良区、水利組合等）の同意が得られるものであること。

（用途廃止の事前協議）

第4条 公共物の用途廃止を申請しようとする者（以下「用途廃止申請者」という。）は、用途廃止の申請を行う前に、松本市公共物用途廃止事前協議申請書（様式第1号。以下「協議申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 位置図

（2） 不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の写し（以下「公図の写し」という。）

（3） 現況写真（用途廃止箇所を朱線で明示すること）

（4） 用途廃止申請者が所有する土地の登記事項証明書

（5） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、協議申請書を受理したときは、必要な調査を行い、用途廃止の適否を決定する

とともに、その結果を松本市公共物用途廃止事前協議に関する回答書（様式第2号）により用途廃止申請者に通知するものとする。

（用途廃止の申請）

第5条 事前協議により用途廃止が適当とされたときは、用途廃止申請者は、松本市公共物用途廃止申請書（様式第3号。以下「用途廃止申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 位置図
- （2） 現況平面図
- （3） 公図の写し
- （4） 用途廃止申請箇所の面積計算書及び求積図
- （5） 用途廃止申請箇所の現況が確認できる写真（用途廃止箇所を朱線で明示すること）
- （6） 当該公共物が有地番の場合は土地の登記事項証明書
- （7） 承諾書（様式第4号。利害関係土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること）
- （8） 同意書（様式第5号。印鑑登録証明書を添付すること）
- （9） 利害関係者が所有する土地の登記事項証明書
- （10） 開発行為等の造成に伴う場合は利用計画平面図
- （11） 用途廃止申請者本人の印鑑登録証明書
- （12） その他市長が必要と認める書類

（用途廃止の決定）

第6条 市長は、用途廃止申請書を受理したときは、これを審査し、公共物の用途廃止を行ったときは、松本市公共物用途廃止通知書（様式第6号）により用途廃止申請者に通知するものとする。

（用途廃止後の引継）

第7条 前条の規定により当該公共物の用途廃止を行ったときは、維持課長は、公有財産引継書（松本市財務規則（平成3年規則第10号）様式第124号（その2））により契約管財課長に引き継ぐものとする。ただし、松本市財務規則第180条第2項に該当する場合は、この限りでない。

（付替え）

第8条 公共物の付替えは、次に掲げる条件を備えるもので市長が認めた場合に許可することができるものとする。

- （1） 公共物の機能を低下させないもの

(2) 代替施設を市に寄附できるもの

(付替えの申請)

第9条 公共物の用途廃止を受けるため、当該公共物の付替えをしようとする者（以下「付替申請者」という。）は、松本市公共物付替工事施工許可申請書（様式第7号。以下「付替申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 付替えの理由書

(3) 工事計画説明書

(4) 工事設計書

(5) 水路等の付替えの場合は、代替水路等の断面を決定した理由及び根拠となる計算書

(6) 承諾書（様式第8号。土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること）

(7) 代替地又は代替地に隣接する土地の所有者が付替申請者と異なる場合は、当該土地の登記事項証明書及び所有者の印鑑登録証明書

(8) 付替申請者が代替地について権限を有することを証する書面（土地の登記事項証明書又は土地売買契約書の写し等及び印鑑登録証明書）

(9) 同意書（様式第9号。印鑑登録証明書を添付すること）

(10) 公図の写し

(11) 実測平面図

(12) 横断図（新旧）

(13) 縦断図（新旧）

(14) 構造図（新旧）

(15) 求積図（新旧）

(16) 開発行為等の造成に伴うものについては利用計画平面図

(17) その他市長が必要と認める書類

(付替えの許可)

第10条 市長は、付替申請書を受理したときは、これを審査し、許可すべきものと認めるときは、松本市公共物付替工事施工許可書（様式第10号）を付替申請者に交付するものとする。

(工事完了届)

第11条 付替工事の許可を受けた者（以下「工事施工者」という。）は、工事が完了した

日から7日以内に工事完了届(様式第11号)を市長に提出し検査を受けなければならない。

2 検査の結果、施工に不備があると市長が認めたときは、工事施工者は、市長の指示に従わなければならない。

(寄附の申込み)

第12条 代替施設を市に寄附しようとする者(以下「寄附者」という。)は、寄附申込書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況写真
- (4) 実測平面図及び求積図
- (5) 寄附する土地の登記事項証明書
- (6) 登記承諾書兼登記原因証明情報
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 寄附者が、財産の寄附について議決機関の議決を必要とする団体又は法令の規定により許可、認可等の手続を必要とする者である場合は、議決書の写し又は当該手続をしたことを証する書類の写し

(寄附の受入れ)

第13条 市長は、寄附申込書を受理したときは、所有権移転登記を行い、寄附受領書(様式第13号)を寄附者に交付するものとする。

(交換)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共物付替工事により用途廃止をするため不用となった土地(以下「不用地」という。)と新たに市に帰属することとなる土地(以下「付替地」という。)を交換することができるものとする。

- (1) 不用地と付替地が同面積であるとき
- (2) 付替地の面積が不用地の面積を上回る場合は、その価格の差額(同一単価の場合は面積差)が6分の1以内で、かつ、交換差金請求権放棄について相手方の同意が得られるとき
- (3) 不用地の面積が付替地の面積を上回る場合は、その価格の差額(同一単価の場合は面積差)が6分の1以内で、かつ、交換差金の納入について相手方の同意が得られるとき

(交換の事前協議)

第15条 市長は、第9条の規定による付替えの申請があったものについて、前条の規定に基づく交換の適否を審査するものとする。

(払下げ及び交換の処理)

第16条 市長は、第5条及び第9条において処理する事が適当と認めたものについては、松本市財務規則により処理するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の松本市公共物用途廃止等事務取扱規程の規定は、平成18年9月1日以後の申請等に係るものから適用し、平成18年9月1日前になされた申請等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日訓令甲第11号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

松本市公共物用途廃止事前協議申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

申請者 住所
氏名 印
電話

下記の公共物について、松本市公共物用途廃止等事務取扱規程に基づき用途廃止の事前協議申請をします。

記

- 1 公共物の種類
- 2 所在 松本市
- 3 用途廃止の理由
- 4 用途廃止後の処分方法
- 5 土地の利用状況
- 6 利害関係土地所有者の状況

所在	土地所有者	住所	承諾の見通し

- 7 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 現況写真(用途廃止予定箇所を朱色で明示すること)
 - (4) 申請者の登記事項証明書
 - (5) その他市町が必要と認める書類

- 8 その他
添付書類には本書にかけて割印して下さい。

様式第2号(第4条関係)

松本市公共物用途廃止事前協議に関する回答書

年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請されました公共物用途廃止事前協議申請につきましては、
適当と認めるので、下記事項により本申請をして下さい。

記

- 1 公共物の種類
- 2 所在 松本市
- 3 条件
 - (1) 利害関係者の承諾が、規定する書面により証明されること。
 - (2) 用途廃止申請地の境界が確定できること。

(不適當の場合)

年 月 日付けで申請されました公共物用途廃止事前協議申請につきましては、
下記理由により、本申請の受付はできません。

記

- 1 公共物の種類
- 2 所在 松本市
- 3 理由

様式第3号(第5条関係)

松本市公共物用途廃止申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

申請者 住所
氏名 実印
電話

下記の公共物について、松本市公共物用途廃止等事務取扱規程に基づき用途廃止の申請をします。

記

- 1 公共物の種類
- 2 所在 松本市
- 3 用途廃止の理由
- 4 用途廃止後の処分方法
- 5 土地の利用状況
- 6 利害関係土地所有者

所在地	土地所有者	住所	備考

- 7 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 現況平面図
 - (3) 公図の写し
 - (4) 用途廃止申請箇所の面積計算書及び求積図
 - (5) 用途廃止申請箇所の現況が確認できる写真(用途廃止箇所を朱色で明示すること。)
 - (6) 当該公共物が有地番の場合は登記事項証明書
 - (7) 承諾書(利害関係土地所有者)及び利害関係土地の登記事項証明書
 - (8) 同意書(地元自治会長、水利関係者等)
 - (9) 申請者、利害関係土地所有者及び地元自治会長、水利関係者等の印鑑登録証明書
 - (10) 利用計画平面図(開発行為等の造成に伴うもの)
 - (11) その他市町が必要と認める書類
- 8 その他
 - (1) 添付書類には本書にかけて割印して下さい。
 - (2) 使用する印鑑は実印とします。

様式第4号(第5条関係)

承諾書

年 月 日

(あて先)松本市長

利害関係者 住所
氏名

実印

下記申請者が公共物の用途廃止及び売払い・譲与・交換を受けることに異議ないことを承諾します。なお、私が所有する土地と下記市有財産との境界についても、異議なく承諾します。

記

- 1 申請者
住所
氏名
- 2 公共物用途廃止土地
松本市
- 3 承諾者所有土地

所在地	地目	面積(m ²)	所有者氏名

- 4 その他
 - (1) 実測平面図を添付し、本書にかけて割印して下さい。
 - (2) 承諾印は実印とし、印鑑登録証明書を添付して下さい。

様式第5号(第5条関係)

同意書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所
氏名

実印

下記申請者が公共物の用途廃止及び売払い・譲与・交換を受けることについて、支障のないものと認め、同意します。

記

- 1 申請者
住所
氏名
- 2 公共物用途廃止土地
松本市
- 3 その他
 - (1) 実測平面図を添付し、本書にかけて割印して下さい。
 - (2) 承諾印は実印とし、印鑑登録証明書を添付して下さい。

様式第6号(第6条関係)

松本市公共物用途廃止通知書

年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のありました下記の公共物については、用途廃止が完了しましたので通知します。

記

- 1 公共物の種類
- 2 所在 松本市
- 3 面積
- 4 用途廃止完了日 年 月 日
- 5 処分の方法

様式第7号(第9条関係)

公共物付替工事施工許可申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

申請者 住所
氏名 実印
電話

下記公共物の付替え工事を施工したいので、許可申請します。

記

1 現道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

2 付替え道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

3 工事の施工期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 付替えの理由書
- (3) 工事計画説明書
- (4) 工事設計書
- (5) 水路等の付替えについては、付替水路等の断面を決定した理由及び根拠となる計算書
- (6) 承諾書(様式第8号。印鑑登録証明書を添付)
- (7) 代替地又は代替地に隣接する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の登記事項証明書及び当該所有者印鑑登録証明書。
- (8) 申請者が代替地について権限を有することを証する書面(登記事項証明書又は土地

売買契約書の写し等及び印鑑登録証明書)

- (9) 同意書(様式第9号。印鑑証明書を添付)
- (10) 公図の写し
- (11) 実測平面図
- (12) 横断面図(新旧)
- (13) 縦断面図(新旧)
- (14) 構造図(新旧)
- (15) 求積図(新旧)
- (16) 利用計画平面図(開発行為等の造成が伴うもの)
- (17) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第9条関係)

承諾書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所
氏名 実印

下記申請者が公共物の付替えを行うことについて、異議なく承諾します。

記

- 1 申請者
住所
氏名

- 2 現道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

- 3 付替え道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

- 4 その他

承諾印は実印とし、印鑑登録証明書を添付して下さい。

様式第9号(第9条関係)

同意書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所
氏名

実印

下記申請者が公共物の付替えを行うことについて、支障のないものと認め同意します。

記

- 1 申請者
住所
氏名

- 2 現道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

- 3 付替え道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

- 4 その他

同意印は実印とし、印鑑登録証明書を添付して下さい。

様式第10号(第10条関係)

公共物付替工事施工許可書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のあった公共物付替工事の施工は、下記の条件を付して許可します。

記

1 付替工事施工位置は次の箇所であって、許可の内容は申請書記載のとおりとする。

(1) 現道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

(2) 付替え道路・水路の位置及び面積

所在地	地目	面積(m ²)

2 工事の施工期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 3 工事の施工するに当たって、安全確保に十分な注意を払い、その対策を講じること。
- 4 この許可に基づく権利を他の者に譲り渡さないこと。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。
- 5 次の各号に該当したときは、この許可を取り消し、又は変更する。
 - (1) 公益のため必要がある場合
 - (2) この許可の条件に違反した場合
- 6 前項の取り消し又は変更により工事施工物件の原状を回復する必要がある場合は、工事施工者の負担でこれを行うこと。
- 7 付替え工事が完了したときは、工事完了後5日以内に工事完了届を提出すること。

様式第11号(第11条関係)

工事完了届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

実印

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた公共物付替工事について完了しましたので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 工事施工箇所
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
施工状況が分かる工事用写真

様式第12号(第12条関係)

寄附申込書

年 月 日

(あて先)松本市長

申込者 住所
氏名

実印

私、所有の下記財産を松本市所管公用財産として寄附します。

記

1 寄附財産

所在地	地目	面積(m ²)

2 寄附しようとする理由

3 その他参考事項

4 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況写真
- (4) 実測平面図及び求積図
- (5) 登記事項証明書
- (6) 登記承諾書兼登記原因証明情報
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 資格証明書(法人の場合)

様式第13号(第13条関係)

寄附受領書

年 月 日

様

松本市長

印

年 月 日付けで寄附申込みのありました下記財産について、市の公共物として受納します。

記

所在地	地目	面積(㎡)

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第13条関係)